

昭和三十年六月二十八日
第三十三回衆議院會議録

官報

号外 昭和三十年六月二十八日

○第二十二回衆議院會議録第三十四号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)

議事日程 第三十三号

昭和三十年六月二十八日

午後一時開議

- 第一 航空業務に関する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 船舶の滅失又は沈没の場合における失業者の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件
- 第三 海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)の批准について承認を求めるの件
- 第四 海上で使用することができ、る児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件
- 第五 船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件
- 第六 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための國際条約への加入について承認を求めるの件

第七 觀光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件

第八 觀光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約に追加された觀光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件

●本日の會議に付した案件
議員細野三千雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任するの動議(石田博英君提出)

米価に関する緊急質問(足立篤郎君提出)

第二次漁港整備計画に関する決議案(綱島正興君外三十九名提出)

日程第一 航空業務に関する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 船舶の滅失又は沈没の場合における失業者の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件

日程第三 海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)の批准について承認を求めるの件

日程第四 海上で使用することができ、る児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件

日程第五 船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件

日程第六 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための國際条約への加入について承認を求めるの件

日程第七 觀光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件

日程第八 觀光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約に追加された觀光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(眞鍋義十君提出)

銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案(内閣提出)

砂糖消費税法(内閣提出)

を改正する法律案(内閣提出)

砂糖消費税法(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

午後三時六分開議

○議長(森谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(森谷秀次君) 御報告いたすことがあります。議員細野三千雄君は、去る六月二十五日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえませぬ。
この際弔意を表するため石田博英君から發言を求められております。これを許します。石田博英君。

〔石田博英君發言〕
○石田博英君 たいま議長から御報告に相なりました故衆議院議員細野三千雄君に對し院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞はこれに議長に一任するの動議を提出いたします。(拍手)

細野さんは、去る二十五日、病のため逝去されました。私は、この際、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辭を申し述べたいと存じます。
細野さんは、愛知県の御出身で、明治三十年に生まれ、大正六年第八高等學校から東京大学法学部に進まれたのであります。その翌大正七年、わが國社会運動史上に大きな功績を残した新人会が東大学生を中心に結成されたのであります。細野さんは、進んでこの運動に参加し、ここにその全生涯を社会主義運動に捧げる発端を作られたのであります。

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 故議員細野三千雄君に對する石田君の弔詞贈呈の動議及び哀悼の辭

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議第三十四号 故議員細野三千雄君に対する石田君の弔詞贈呈の動議及び答復の辭

四一八

大學卒業後は、弁護士を開業するが、大原社会問題研究所にいて社会問題について研究を重ねた、立教大学及び法政大学の教壇に立つて、学生の指導と誹謗に努められたのであります。大正十四年には農民労働党、翌十五年には日本労働党の結成がありましたが、細野さんはそれぞれその本部会計に就任、引き続き昭和三年には日本大衆党の本部役員に、同七年には社会大衆党の中央執行委員となり、わが国の社会主義政党的発展に大きな足跡を残されたのであります。

(拍手)

細野さんを、第二の故郷であり選挙区であった秋田県と結んだのは、昭和初年、当時天下の耳目を驚動した北秋田郡助田村の小作争議でありました。小作争議の若き社会運動家であった細野さんは、慮まれない小作人諸君の期待の中に、雪深き山村に入り、農家に起居をともにして、数年にわたる争議の指導、訴訟の解決に、文字通り心骨を注いだのであります。(拍手)官憲の強圧と封建の遺風のもと、その苦しさとその困難さは、今日法の許容のもとに行われるもの比ではなく、強い情熱と不拔の勇氣のある人のみのなし得ることでありました。(拍手)細野さんは、一見弱々しく見える体格と温容の中に、この強烈な気魄を包んでいたものであります。この戦いで、細野さんの同志のある人々は戦いの中で倒れ、ま

た今日この議場の中に幾人か数えることがのできるほどでございます。(拍手)私は、その剛愎諸君の感傷いがかかと拝察いたすのであります。私は、幾たびか、細野さんが農民諸君に迎えられて、箱箒りでかかえられたように行かれるのに難避いたしました。それは文字通り農民の慈父の姿でありました。細野さんは、また、農民とともに鉱山労働者諸君のよき友人でもありました。小坂鉱山、尾去沢鉱山等の労働争議に際し、常に労働者の諸君の味方であったのであります。

戦後、混乱の中に、昭和二十年十一月社会主義陣線の統一がなり、日本社会党の結成を見るや、推されて中央執行委員に御就任、翌二十一年の第二十二回選挙に、ゆかりの深い秋田県第一区より立候補して、衆議院議員に当選されました。秋田県の農民及び労働者諸君の輿望が細野さんの職身的努力と誠実なる御人格におのずから集まったからであります。以来、当選五回、在職五年有半、今日に及ばれたのであります。その間、わが国農村民主化の基本法たる自作農創設特別措置法案の審議に際しては特別委員会の理事となり、農民運動家としての多年のうんちくを傾けて、この期前の法律の制定に尽力いたされました。また、憲法付風の重要法案である国会法案及び裁判所法案のそれぞれの特別委員会の理事として、民主的な国会並びに裁判所制度の

(拍手)

確立に尽されました。昭和二十三年には芦田内閣の文部政務次官として文部行政に参画され、さらには農林委員、文部委員、建設委員であるが裁判官評定委員として御活躍になるなど、戦後国会政治のために尽した功績ははなはだ大なるものがあります。(拍手)私は、細野さんと単に同じ選挙区の出であるばかりでなく、地域的に主力地盤が全く同一であり、しかも政治的信条を異にするいわゆる政敵であります。総選挙に相対すること五たび、九六年に及び、そのほか各種選挙にも当然相争つて参りました。しかし、私は、顧みて一点のわだかまりもなく、さわやかな思い出にづづられていることを社会に思っています。私たちは常に紳士の争いに終始したことを誇りに思っています。(拍手)しかし、それはひとえに細野さんのすぐれたお人柄と良識の結果にはかなりません。私はいつの間にか細野さんに御化されたのであります。私たちは幾たび立会演説会の演壇に並んで立ちました。その最後は、先般の総選挙の告示直前、仙台市で行われた放送討論会でありました。選挙が始まることも、細野さんは、先年手術された病弱が再発して、秋田市の日赤病院に入院されたのであります。演壇を交代するとき互いにかわす細野さんの微笑を、私は今日に浮べることができます。御入院中、私は時折お見舞に参りました。初めのこ

ろ、面会謝絶の札に戸口から頼ろうといたしました。看護婦さんが呼び戻して来まして、鼻から胃の洗浄の管を通して、苦しんでおりました。細野さんは、ただ手をあげて会釈されるだけでした。しかし、次第に快方に向われ、加えて病床のまま御当選になつて、間もなく退院されたのであります。私たちは、細野さんがそのまま御健康になられることを願ひ、また信じただけであります。しかし、病はよりや重く、手厚い御家族の看護のいかにもなく、ついに御本復を見るに至らなかつたのであります。

細野さんは、資性濃厚、誠実、しかも強固な意思を内に持つ典型的な外柔内剛の人であり、名利を迫らず、文字通り清貧に徹し、三十年の風霜を通じて農民と労働者諸君のために働き続けたのであります。きわめてきちやうめんな学者はだの御性格であるとともに、春風をもつて人に接せられたのであります。また、細野さんは、お酒が好きで、かつ非常に強かつたのであります。しかも、そのお人柄そのまま、酔かに一賦々々を楽しまれたのであります。あの満員列車のころ、秋田への行き帰りで、窓を通す風雪の中を、毛布を分け合い、ひざを突き合せて、お互いに工夫した杯をかわしたことも幾たびかございました。最後に、仙台に行く車中、向い合った寝台車で、私は例

によってお酒を取り出しました。細野さんは、相変らずだなあと、ちよつともらやまとそうでありました。私は、御健康が戻るといふことを思い出して片づけようとしたとすると、少しはやつているんだと誇るのであります。私にたいへい心づかいをさせました。私にたのしみなつた酒が、酒友細野さんのお別れでありました。私にとつて細野さんの思い出は尽きません。諸君もまた同じであらうと信じます。(拍手)細野さんは、笑する人に善意と親切のみ手える人でありました。わが国の国会政治に今や最も良識が求められておられますときに細野さんを失つたことは、痛風きわりのなく、哀惜の情尽きぬものがあるのであります。

(拍手)

ここに、細野さんの長逝に対し、その人となりを追慕し、敬慕の誠をささげ、その御冥福を心からお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)
○議長(森谷秀次郎) たい、石田君から提出されました動議に御異議ありませんか。
○議員(森谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて動議は可決せられま

(拍手)

ここに議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。
衆議院、議員細野三千雄君/長逝ヲ哀悼シ奉ルベクモテ呈ス

この市詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

米価に関する緊急質問(足立篤郎君提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、足立篤郎君提出、米価に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(長谷川君の動議) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議員(長谷川君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられます。

米価に関する緊急質問を許可いたします。足立篤郎君。

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 私は、米価並びに食糧政策に関しまして、自由党を代表して政府の所信をたださんとするものであります。

昨日新聞に発表されました本年度米価一万六千円につきましては、全国の農民はまさに落胆をいたしております。政府がすでに決定しました予約買付制度につきましては、集荷の第一線に立つべき農業者等はすでに協力態勢をとりまして、予約買付数量の末端における割当等さえもやっておりますのであります。この米価では全く集荷の見通しが立たないというので、い

ばお手上げの形になっておるのであります。今後困難なる集荷の第一線に立つべき人々がかかる状態でありまして、重要な国の食糧政策の観点から、まさに憂うべき事態と申さねばなりません。そこで、私は、生産者はもちろん、消費者の立場にも立ちまして、以下、政府の率直なる答弁を求めんとするものであります。

米価一万六千円の内容については、

本日の新聞紙上ほぼその内容が明らかになっておりますが、政府は早場米奨励金を考慮し、その格差を二百四十円とされている模様でありますので、包装代を差し引き、等級間格差等を勘案いたしましたとしても、正味三等米の基本米価は九千七百六十一円となる勘定でございます。これは政府の予算米価とほぼ同一価格でございますので、言いかえすれば、あれだけでもみにもんでようやくきめられた米価が、実は予算米価に對して早場奨励金をちよっぴりとつけたということになるのであります。農林大臣の面目はいささかありやと申したい。のみならず、与党である民主党政が公表されました米価一万二千六千円はどうかでありますか。そもそも、今回の米価決定については、政府は当初から全くこれを政治的に取り扱

いて、政府の行政責任として信念をもつてこれを決定すべき用意も努力も見られなかつたことは、遺憾なくと申さなければなりません。(拍手)

さらに、従来は奨励金が免税されておりましたので、全国を平均して農民手取りの二割ないし二割五分が課税を免除される特典が与えられておつたのであります。本年は、この点はいかに取り扱おうとされておるのか。もしもこの既得の恩恵ともいへば減税措置が剥奪されるようなことになりまれば、本年の米価は従前に比して明らかに引き下げになるのであります。一万六千円は全くと見せかけ米価と申さなければなりません。大臣はこれの従来行われてきた供米に対する減税措置をどのように扱われんとするの

か、具体的な内容をお伺いいたします。

なお、ついでに大臣大臣に伺います。今回の米価決定によって必然的に起つて参ります予算上の措置をどのようにされんとするか。食糧会計に生ずる百億余りの赤字対策として酒造米を増産されんとされている模様であります。一時しきりに伝えられた三級酒問題はどうされるのか、具体的な御答をお願ひいたします。

また、政府は、業務用と称してまして、非常な高値によって米の販売を考

えておられる模様であります。農林大臣は、全国の農民を代表される立場で、農民からたなき買ひました米を、やみ値にひとしい価格で政府のみからが売ればよくというところは、政治道義として果してできるとお考えに

なつていらつしやるか。政府が率先やみ行為を行なつて、それで今後も取柄りができるのであります。この点の農林大臣のお考えを伺いたい。

さらに、農林大臣に伺いたい最も重要な点は、この米価で、あなた御自身が御計圖になつておる配給所要量二千四百万石の米が果して集まるとお考えになつておられるかどうか。あなた

は、総選挙に際しての消費者大衆に対する公約を果されるためには、まず政府の計圖数量をどうしても確保しなければならぬ大きな責任を持つていらつしやいます。しかし、集荷については予約買付制度を実施されま

すので、農民は政府に対する従来のごとき供出の義務を負いません。食糧法を改正せず、いまだ政令も出さず、これ

からおもむろに米の予約買付制度をおやりになつておるのであります。こんな入方美人的な安易な考え方で、しかも米価を不当に押さつておいて、果して米が期待通りに集まると正気でお考えになつていらつしやるのであります。もし農林大臣にその確信ありとするならば、その根拠を具体的に御発表願ひたい。

日本の農民は戦争以来今日まで、統制による犠牲に耐え忍んで参りました。しかし、もはやこれ以上農民にのみ忍びをしいることはできません。予約買付制度のもとにあっては、農民は当然、自由価格をめぐりに置いて、汗

の結晶であるという米の売りを選

択する自由を主張するでありましょ

う。政府が、任意売りの制度、す

なわち予約買付制度をみずから選

昭和三十年六月二十八日 衆議院公報第三十四号 米価に関する足立君の緊急質問

おすが、今年の作柄等を見た上で、さらに多少の色をつけて集荷をしようという二段がまえでもしておられるのか。なおまた、食管法は必然的に改正を要するものと考えますが、農林大臣の御所信を伺いたい。

さらに、予約をした農民につきましては前渡金をお渡しになると新聞紙上にも伝えられておりますが、どういふ条件で、どれほどお渡しにならうとしているのか。従前の青田売買によると同様の弊害を生ずるおそれがないか。この点に対する御答弁もお願いいたしたい。

さらにまた、農民が米の減収のために予約をした数量を供出し得ない場合、政府はいかなる処置をとらうとおられるか。私は予約供出をする者については予約奨励金を当然お考えになると思っておつたのでありますが、本日の新聞紙上によりますと、これは出さないと宣言されております。私どもの考えでは、この制度を一応成功せしむるためには、どうしてもこの予約奨励金を大幅に出す以外には方法がないと考へております。なぜならば、ただいま私が申し上げました通り、農民は当然自由価格をめどに置いて米の売り渡しを考へますので、平均米価に早場奨励金の加算されるいわゆる早場米地帯におきましては、もともと自由価格も安いのでありますから、相当量の米を政府はつかむことができるであらうと私も考へます。しかしながら、もともと自由価格の高い関東、東海、近畿、西日本一帯にかけましては、早場奨励金の恩恵を受けることはほとんどありませんので、平均米価以下に米価が下ることは必至であります。自由価格との価格差は極端に開いてくる道理でございます。このことは、集荷技術という点から見ますと、全く突進に逆行する結果になると、全く突進に拙劣きわまる方法と申さなければなりません。この点に關しまして農林大臣はいかようにお考へになつていらっしゃるか。

さらに、私が最も憂慮いたします点は、政府の食糧政策の失敗から、国内には米がありながら、一方、政府が配給の形式上の責任を全うするために、かえつてむだな外米を輸入しなくてはならないようなばかげた事態が起きはせぬかという点であります。これは、國家にとって大へんな損害でありますと同時に、外国食糧によつて日本の農民が圧迫される結果にもなるのであります。農林大臣は、全国農民の生活を保障する意味におきまして、この点について確信を持ってござらぬことではないと斷言することができませうか。最後に、鳩山総理に伺いますが、以上私が申し述べました通り、予約買付制度は、今度おさめになつたやう方では、成功の見込みは全くございませぬ。そこで、総理大臣は、内閣の責任

者として、かねて公約された消費者に対する配給を維持し得なくなつた場合、どのように処置されるお考へであるか。もしも計開通り実行ができなかつた場合は、事が国民の食糧の問題と申されはなりません。総理は当然に大きな政治責任を負われたいと思へますが、御所信のほどを伺いたい。さらに、友愛精神を常に説かれる総理は、米の統制によつてひとり農民が犠牲をしいられ、善良なる農民や食料んがためのかつぎ屋が法の名のもとにいたずらに罪に陥られ、他方、法網をぐる科挙などで公々然とやみ米が食糧に供せられてはいる矛盾をどうお考へておるか。ましてや、政府自身がやみ取引にもひとしい行為を行わんとするにおいては、もはや論外であります。この状態で、法の權威が保たれ、法治國としての体面が維持されるとお考へてあります。総理は、この際、予約買付制度を一つの準備期間として、思い切つて統制を撤廃される御意思はないか。

この際、政府は厳密なる検討を行なつて、一体、この方法で、この米価で、確實にとだけの数値を集め得るか、その数量でどれだけ配給が維持できるのか。たとへば暫定的には、都市の配給を行なつて地方の自由販売を認める等の措置をとりながら、農業者団体の共同販売態勢を育成助長し、農民に

に対する価格保障制度を確立し、他方、輸入食糧の政府管理によつて国内食糧の需給調節をはかり、価格安定の方途を確立していくことが最も望ましいと私は考へておりますが、この際統制撤廃に關する総理並びに農林大臣の御所信を明確にお伺いいたしたいと存じます。以上、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(河野一郎君) お答をいたします。

この価格で予約するところの集荷ができるかというお尋ねがありましたが、われわれは、もちろん、米価につきまして農民諸君からいろいろ御要望のありましたることを十分承知いたしておりますが、私といたしましては、農民諸君並びに全販連その他の団体の御協力を得、十分なる御理解を得て、所期の目的を達することに努力をいたしまして、ぜひ予定の集荷をいたしたいと思つております。

第二に、集荷の方途はどうするかというところでござりますが、私といたしましては、この予約集荷制度をとるに至りました経緯として、いろいろ米の問題について専断論もあり自由販売論もあるものでございませうけれども、現在の情勢におきまして直ちにこれらの徹底したる方途に進むというよりは、なかなか事情が困難でございませぬので、それにはそれぞれの準備が入り用

て、その際には前邊金を返していたた
くということになると思うのでありま
す。

さらに、外米の輸入のことについて
申し上げたいと思います。これによつ
て米が集まらなかつた際には、外米を
輸入して、それで当面を補填するこ
とによつて、農民に非常な迷惑を予
えることにはせぬかというところで
ございしますが、先ほども申し上げま
したように、あらゆる努力をいたしまし
て、また各方面の絶大な御協力によ
りまして所期の目的を達するようにな
りまして、政府といたしましては、
予定の集荷に対して必要な外米を輸
入することによつてまかなつていきま
いと思つてございします。

最後に、統制撤廃の問題についてお
尋ねがございました。今申し上げまし
たる通り、この予約集荷制度は、われ
われといたしましては、この制度に
よつて現段階はやつて参ることが一番
妥当であると考えて、この処置をとつ
たのでございします。しかし、願ひま
す。

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

一期として変化して参つていと思
うのであります。どういふ制度をとりま
しても、今後一つの制度でこれを数年
続けて参るといふことは、情勢が變つ
て参りますので、その情勢に即応し
てやつていかなければならぬのが過
去の事例でございします。将来につ
きまして、その準備を常に怠らな
研究して参る必要があると思つて
おります。そういう意味合いからいた
しまして、今日はこの予約集荷制度で
われわれは責任をとつて参ります。こ
れによつて集荷がないだらう、なけれ
ば統制撤廃にするつもりだらうとい
うようなことを、いろいろお疑いを抱か
れる方もございしますが、これは、私
としては、そういうことは絶対考へて
おりません。おりませぬけれども、将来
にわたつての問題といたしましては、
まだ、これはたゞいま申し上げました
ような意味合いにおいて研究は続け
る必要があるし、十分努力しなければ
ならぬと考へておる次第でございま
す。(拍手)

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

りましたことに伴ひまして、予約に
応じ政府に對しまして売り渡しをして
参つた者につきましては、売り渡し価
格の一定部分是非課税といたしま
す。目下検討を加えております。

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

第二次漁港整備計画に関する決議案
を議題といたします。提出者の趣旨弁
明を許します。田口長治郎君。

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

国会に提出し、その承認を求むべき
である。
右決議する。

食糧を増産いたしまして、その自給
度を高め、そして輸入食糧の抑制を
はかることとともに、輸出の振興によ
りまして国際収支の改善を期すること
は、わが国経済の再建、国民生活の安
定上最も必要でありますことは、今さ
ら申すまでもありません。この施策の
一環として、今日すでに国民保健食糧
として必要でありますところの脂肪、
蛋白の八〇%を供給してございまして、
輸出貿易におきましては總額の一〇%
を占めておりますところの水産物を発
展せしむることは、わが国の地理的条
件あるいは国民性等から考へまして適
切かつ不可欠であることは論を待た
ないところであります。

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

【國務大臣一 高田尚登君登壇】
○國務大臣(高田尚登君) 三十年度
の調査したて参りますと、人口の
問題もありましようし、農業改良の問
題もございまいし、これら食生活
のあらゆる点からいろいろ客観情勢が
変化して参りますので、戦争中もし
くは戦後の数年間は別といたしまし
て、その以前の情勢について考えまし
ても、米に対する政策は必ず三年を

昭和三十年六月二十八日 衆議院会議録第三十四号 第二次漁港整備計画に関する決議案

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 航空業務に關する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるとの件外七件

承知の通り、戦時中食糧を確保するために魚油を捕獲し、資源を枯渇しておつたのでございませうが、ここにあらゆる漁業が集中されたのでありますから、沿岸漁業の荒廃に全く拍車をかけたような状態となりまして、その結果は、沿岸漁業の不振と沿岸漁民の生活の困窮、配給米もそれなりのような実情を呈して参つたのでございませう。

従つて、これが打開策といたしましては、いろいろの方法がありますが、そのうちで最も重大なることは、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁業の転換を推進することが最も重要でありまして、今日まで強力にこのことを実施して参りました。すなわち、沖合に転向する日本の漁業、また前述の基地を失つた日本の漁業は必然的に漁船の大型化と近代化が要請されるのでありまして、これを教学的に見ますと、昭和二十二年、海水動力船八万九千六百隻、このトン数が六十三万トンでありましたものが、昭和二十九年十二月末におきまして、十三万七千隻、このトン数に九十八万五千トンとなりまして、急速に増加いたしておるのであります。従つて、漁獲高におきましても、二十二年の六億二千五百万貫から二十八年度には十二億七千三百万貫といふ、戦前を凌駕する長足の発展を遂げておる次第でございませう。この漁船の近代化、大型化による漁業の発

展は、当然漁港の整備を伴わなければならぬのであります。しかるに、漁港の整備は遅々として進まず、今日におきましては、各地ともに着しくアンバランスを呈しておるのであります。一例を申し上げますと、漁港法によりまして指定をせられた漁港が全国に二千六百余港もあるのですが、そのうち修築に着手したものは、わずかに第一次整備計画として承認せられた四百五十港のうちで三百七十五港にすぎない実情であります。全国漁民の漁港整備に対する要望があつた以上、燃急であるゆゑんと共にここに於て次第であります。

漁港の使命は、皆さん御承知の通り、漁民のたぐひ一つの財産であります。漁民のたぐひ一つの財産であるばかりでなしに、ときによりましては漁民の生命を守る施設であります。これがゆゑに、漁業の能率は増進し、漁獲物の処理は迅速に運び、魚の鮮度は保たれ、漁業の経営が成り立つたのであります。漁港の整備なくしては漁業の発展はあり得ないのであります。従つて、私は、全国漁港の現状から考えまして、漁港法の定めるところに従ひ、漁業の発展に即応して、計画的になるべく数多くその整備拡充をすみやかに、かつ、もつて危険を未然に防止すること

はもとより、漁業経営を合理化し、生産の増強をはかることともに、漁民の生活の安定に資することは、けだし適切

な、当然なる処置と思つております。加ふるに、昭和二十六年国会において承認いたしました第一次整備計画漁港中、未着手のものも残り少なくなりまして、しかも、これら未着手の漁港中には、今日では直ちに着手することが必ずしも妥当でないものもある現状から考えまして、政府はさきにみずから立案し漁港整備に際して、すでにその答申を得た改訂整備計画、すなわち第二次整備計画案を今公期中に国会に提出され、その承認を求める処置をとられるよう、院の決議として強く要請いたす次第でございませう。

な、この際政府に対し一層しておきたいことは、漁港整備計画と表裏一体をなしますところの予算の確保の問題であります。せっかく整備計画が整ひましても、予算の裏づけがなくては、計画は圖餅に終る次第でありますから、今後特段の考慮を払われ、これが確保については、いま一段の熱意と御努力を要請する次第でございませう。何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(谷本秀次郎) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(谷本秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際、農林大臣から発言を求められております。これを許します。農林大臣河野一郎君。

〔國務大臣(河野一郎)発言〕 ただいま御決議の趣旨は、全く、私は、最も必要な、機宜に適することと考えて、すでに政府におきまして、それぞれ関係省との間に連絡もしくは協議をいたしました。近日のうちに御要望の通りいたす所存でございませう。一層申し上げませう。(拍手)

第一 航空業務に關する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
第二 船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に關する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件
第三 海員の雇入契約に關する条約(第二十二号)の批准について承認を求めるの件
第四 海上で使用することができ

る児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件
第五 船員の健康検査に關する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件
第六 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件

四三二

第七 觀光旅行のための通関上の便宜供与に關する条約の批准について承認を求めるの件
第八 觀光旅行のための通関上の便宜供与に關する条約に追加された觀光旅行宣伝用の資料の輸入に關する議定書の批准について承認を求めるの件

○議長(谷本秀次郎) 日程第一、航空業務に關する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に關する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件、日程第三、海員の雇入契約に關する条約(第二十二号)の批准について承認を求めるの件、日程第四、海上で使用することができ

る児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件、日程第五、船員の健康検査に關する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件、日程第六、商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件、日程第七、觀光旅行のための通関上の便宜供与に關する条約に追加された觀光旅行宣伝用の資料の輸入に關する議定書の批准について承認を求めるの件、右八件を一括して議題とした

します。委員長の報告を求めます。外務委員理事菊池清郎君。

航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第九号)の批准について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第九号)

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

海員の雇入契約に関する条約(第十二号)の批准について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

海員の雇入契約に関する条約(第十二号)

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十

六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

船員の健康検査に関する条約(第七十三号)

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約

〔本号追録に掲載〕

最終決議書に記載された観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に対する留保(最終決議書抄)

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行官伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件

〔本号追録に掲載〕

観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行官伝用の資料の輸入に関する議定書

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

最終決議書に記載された観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行官伝用の資料の輸入に関する議定書に対する留保(最終決議書抄)

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

菊池清郎君 たいま議長において読み上げました八つの案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げるのであります

るが、一々詳しく申し上げますと、一昼夜かかりましたもまだ足らないくらいでございますので、急所々々を押えて、要点をつまみまして、手さわよく簡単に御報告申し上げたいと存じます。

まず第一の、航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定について申し上げます。政府は、一昨年四月以来、この協定締結のための交渉を行なっておりましたが、昨年末に至りまして兩國間の意見がまとまりまして、本年一月十二日、オタワにおきまして署名を了するに至りました。この協定は、さきに国会の承認を得ました日米、日英、日本とタイ、日本とスエーデン等の航空協定と同一の目的及び意義を有しておりまして、その内容もほぼ同一でございます。カナダは、サンフランシスコ平和条約に基づきまして、暫定的にわが国に乗り入れの一方的権利を持つておりましたが、この協定の締結によりまして、わが国はカナダとの関係においてこの片務的な状態を解消いたしましたして、わが国の航空企業もまたカナダの航空企業と平等の条件でカナダに乗り入れることができるようになります。

次に、第二から第五までの、国際労働機関、すなわちILOで採択いたしました四つの条約について申し上げます。

第一の、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約は、

一九二〇年にILOの第二回総会で採択されました条約でございます。その目的とするところは、要するに、船舶の滅失または沈没によりまして海員が失業いたしました場合に、船舶所有者が海員の失業期間中賃金と同じ割合で補償金を支払わなければならないと規定し、これにより海員を保護せんとする趣旨でございます。この条約は、一九二三年三月十六日に発効いたしました。現在までに批准した国は、連合王国すなわち英国、カナダ、フランスを初め三十カ国でございます。

第二に、海員の雇入契約に関する条約は、一九二六年にILOの第九回総会で採択されたものでありまして、主として海員の利益保護の見地から、船舶所有者と海員との間に結ばれる海員雇入れ契約の成立要件、契約内容等を一定の規制のもとに置くことを目的とするものでございます。この条約は一九二八年四月四日に発効してあります。最近までに批准した国は、連合王国、英国、カナダ、フランスを初め三十カ国でございます。

第三に、海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約は、一九三六年にILOの第二十三回総会で採択されたものであります。この条約は、同じ名称の条約が大正十三年にわが国が批准したものの全文の改正条約でありまして、その改正の趣旨は、前条約において十四才未満の者の船舶に

一九二〇年にILOの第二回総会で採択されました条約でございます。その目的とするところは、要するに、船舶の滅失または沈没によりまして海員が失業いたしました場合に、船舶所有者が海員の失業期間中賃金と同じ割合で補償金を支払わなければならないと規定し、これにより海員を保護せんとする趣旨でございます。この条約は、一九二三年三月十六日に発効いたしました。現在までに批准した国は、連合王国すなわち英国、カナダ、フランスを初め三十カ国でございます。

次に、第二から第五までの、国際労働機関、すなわちILOで採択いたしました四つの条約について申し上げます。

第一の、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約は、

自次中第六条を「第六条の三」に、「第二十五条を「第二十五条の二」に改める。

第一条を次のように改める。
(定義)

第一条 この政令において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する装填銃砲及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む)をいう。

2 この政令において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び飛出しナイフ(四十五度以上に自動的に開刃する装置又はさやと刃体とが直線に固定するための特殊の装置を有するナイフをいう)をいう。

第二条第八号中「又は救命用信号銃」とは、救命用信号銃、建設用びよう打銃又は建設用鋼索発射銃に改め、同条に次の一号を加える。

九、第七号に掲げる場合を除くほか、その住所を管轄する都道府県知事に届け出て刀剣類を輸出のため製作する者がその製作に係るものを業務のために所持するとき、又は当該刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを所持するとき、第三条中「又は漁業」を「、漁業又は建設業」に改める。
第五条中第四項及び第五項を削る。

第二章中第六条の二の次に次の一条を加える。
(銃砲の携帯の場合の措置)

第六条の三 第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者は、当該所持する銃砲については、狩猟法(大正七年法律第三十二号)の規定により銃砲を行方場合、業務のため使用する場合は公安委員会の指定する射撃場において射撃を行う場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに発射できないようにして携帯しなければならない。

第十四条を次のように改める。
第十四条 削除
第十五条の見出しを「(あいくち類の刃物の携帯の禁止)」に改め、同条中「刃渡十五センチメートル未満のひ首又はこれをあいくち」に改める。

第二十条中「及び第十四条に規定する短銃」を削る。
第二十四条第一項中「若しくは刀剣類又は第十四条に規定する短銃」を「又は刀剣類」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を見出しとする。

第二十五条の見出しを「(記録票の作成等)」に改め、同条第一項中「その写各一通を国家公安委員会に送付し」及び同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。
2 銃砲の管理責任者は、命令で定める手続により、その管理する銃砲の種類、名称、型及び番

号を国家公安委員会に通知しなければならない。
第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第二十五条の二 この政令又はこの政令に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第二十七条中、「第十四条を削る」を削る。
第二十九条第一号中「第六条の二第二項」の下に「第六条の三」を加える。

(賃屋営業法の一部改正)
第二条 賃屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第二十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(古物営業法の一部改正)
第三条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは命令

の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(風俗営業取締法の一部改正)
第四条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。
第六条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第六条の二 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(道路交通取締法の一部改正)
第五条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第三章中第二十六条の三の次に次の一条を加える。
第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(施行期日)
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。
(空気銃の所持の許可に関する経過規定)
2 この法律の施行の際現に改正後の銃砲刀剣類所持取締令第一条

第一項に規定する空気銃を所持している者(空気銃の製造又は販売の事業を行っている者を除く)は、同令第三条の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、当該空気銃の所持について同令第三条の許可を受けたものとみなす。この者がその期間内に同令第三条の許可を申請した場合は、その期間を経過したときも、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

第一項に規定する空気銃を所持している者(空気銃の製造又は販売の事業を行っている者を除く)は、同令第三条の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、当該空気銃の所持について同令第三条の許可を受けたものとみなす。この者がその期間内に同令第三条の許可を申請した場合は、その期間を経過したときも、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

(武器等製造法の一部改正)
3 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項に次の一号を加える。

五 空気銃(金属性弾丸を発射するものをい、圧縮ガスを使用するものを含む)。
4 この法律の施行の際現に改正後の武器等製造法第二条第二項に規定する空気銃の製造又は販売の事業を行っている者は、武器等製造法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器等製造法の銃砲等製造事業者又は銃砲等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に同法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合は、その期間を経過したときも、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

4 この法律の施行の際現に改正後の武器等製造法第二条第二項に規定する空気銃の製造又は販売の事業を行っている者は、武器等製造法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器等製造法の銃砲等製造事業者又は銃砲等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に同法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合は、その期間を経過したときも、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 風俗営業取締法の一部を改正する法律案外一案

昭和二十二年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 風俗淫褻取締法の一部を改正する法律案外一案

（銃砲刀剣類等所持取締令の一部を改正する法律案）

（銃砲刀剣類等所持取締令の一部を改正する法律案）

第一条 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条を「第六条の三」に、「第二十五条を「第二十五条の二」に改める。

第一条を次のように改める。

（定義）
第一条 この政令において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する銃砲銃砲及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む）をいう。

2 この政令において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びびななた並びにあいこ及びびこ飛出しナイフ（四十五度以上に自動的に開刃する装置又はさやと刃体とが直線に固定するための特殊の装置を有するナイフをいう）をいう。

第二条第八号中「又は救命用信筒銃」を「救命用信筒銃、建設用びより打銃又は建設用網索発射銃」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第七号に掲げる場合を除く、ほか、その住所を管轄する都道府県知事に届け出て刀剣類を輸出のため製作する者がその製作に係るものを業務のために所持するとき、又は当

に、その写各一通を国家公安委員

銃砲刀剣類等所持取締令の一部を改正する法律案外一案

会に送付し及び同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 銃砲の管理責任者は、命令で定める手続により、その管理する銃砲の種類、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）
第二十五条の二 この政令又はこの政令に基づく命令の規定により

道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第二十七条中、「第十四条を削る。」
第二十九条第一号中「第六条の二第二項、」の下に「第六条の三」を加える。

（報告書は会議録追録に掲載）
〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 ただいま議題となりました、風俗淫褻取締法の一部を改正する法律案につき、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、玉突き場を風俗営業取締法の適用対象から除外しようとするものであります。由来、撞球、すなわち玉突きは、健全なる室内スポーツとして世界的に認められてきたものでありまして、わが国の撞球界も幾多

四二六

て、空気銃、飛び出しナイフ、あいこ等による殺傷事故の発生を防止し、銃砲刀剣類の濫用や悪用による危険防止の徹底を期せんとするものであります。すなわち、空気銃については、現在その所持について何らの規制も行われていないのであります。金属性弾丸を発射する機能を有する空気銃は、これを狩猟用の銃砲と同様、公安委員会の許可を得て、特定の場合以外に常に包装容器に入れて携帯することとし、また空気銃の製造及び販売についても、銃砲と同様に、都道府県知事の認許を必要とすること、また飛び出しナイフについては、現在携帯を制限されておりますが、さらに徹底を期するために、刃渡り五・五センチメートルをこえる飛び出しナイフ及び刃渡り十五センチメートル未満のあいこもその所持を禁止すること、以上二点を主たる内容としておりますが、そのほかに、なお輸出用の刀剣類を製作する者及びその委託を受けて輸出の取扱をする者については、その業務を行うための所持を認めるようにし、建設用びより打銃等建設業の用途に供するところの銃砲については、従前の屠殺銃と同様に、公安委員会の許可を受けて所持することができること、その他は関係手続の事務的な改正を行わんとするものであります。

本法案は、六月二十一日日本委員会に付託せられ、同二十二日提案者より提案理由の説明を聴取、かつ質疑を行ない、また二十五日には取締り当局の意見をも聴取しました結果、業者の今後におけるところの「その自衛を条件として適用を除外することに異論なく、よって本二十八日採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決したのであります。

次に、上程になりました銃砲刀剣類等取締令の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、六月二十一日日本委員会に付託せられ、同二十二日提案者より提案理由の説明を聴取、かつ質疑を行ない、また二十五日には取締り当局の意見をも聴取しました結果、業者の今後におけるところの「その自衛を条件として適用を除外することに異論なく、よって本二十八日採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決したのであります。

次に、上程になりました銃砲刀剣類等取締令の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、六月二十一日日本委員会に付託せられ、同二十二日提案者より提案理由の説明を聴取、かつ質疑を行ない、また二十五日には取締り当局の意見をも聴取しました結果、業者の今後におけるところの「その自衛を条件として適用を除外することに異論なく、よって本二十八日採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決したのであります。

次に、上程になりました銃砲刀剣類等取締令の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、六月二十一日日本委員会に付託せられ、同二十二日提案者より提案理由の説明を聴取、かつ質疑を行ない、また二十五日には取締り当局の意見をも聴取しました結果、業者の今後におけるところの「その自衛を条件として適用を除外することに異論なく、よって本二十八日採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決したのであります。

二十三日政府当局より提案理由の説明があり、自來、本委員会は慎重審議をいたしました。

論議の中心となりましたのは、かかる警察の取締りは必要最小限度でなければならぬこと、及び、取締りの結果事実上製造及び販売を禁止されることとなる関係業者の救済対策についてでありましたが、その詳細は会議録に譲ります。

なお、今回の改正法令を実施するに当っては、政府当局は、その末端に至るまで法の改正の趣旨の徹底を期し、いやくも不当過酷な取締りを行い、当業者及び一般国民に不測の損害や不当な自由侵害にわたることのなきよう、十分の注意をもって法の施行に当り、万遺漏なきよう要望せられました。政府はこれに対して善処を約したことを付言いたします。

かくて、本案に対する質疑は本日終了、討論省略、直ちに採決に入りましたが、全会一致をもって参議院送付案の通り可決すべきものと決せられた次第であります。

右、御報告申し上げます。

○議長(金谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両案は委員長報告の通り可決いたしました。

砂糖消費税法案(内閣提出)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、砂糖消費税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案、右三案とともに、大蔵委員長提出、関税定率法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案は委員会の審議を省略し、一括議題として、この際委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられしにいたします。

砂糖消費税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

砂糖消費税法案
砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 税率(第九条)
- 第三章 徴収(第十条―第十四条)
- 第四章 免税、税額控除、還付等(第十五条―第二十三条)
- 第五章 納税の担保(第二十四条―第二十七条)
- 第六章 雑則(第二十八条―第三十四条)
- 第七章 罰則(第三十五条―第三十九条)

附則

- 第一章 総則(課税物件)
- 第一条 砂糖、糖みつ及び糖水(さとうきびその他の植物から採取し、又は製造した糖汁を含む。以下同じ)には、この法律により、砂糖消費税を課する。
- (砂糖類の区分)
- 第二条 砂糖、糖みつ及び糖水(以下「砂糖類」といふ)は、次のよう

- 一 砂糖
- 第一種 精度(摂氏二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。以下同じ)八十六度以下(砂糖で、分みつ(操作を加えて糖みつを分離することをいふ。以下同じ)をしないもの

- 二 糖みつ
- 第一種 水砂糖を製造する際に生じた糖みつ(以下「水糖みつ」といふ)及び精度四十度をこえるその他の糖みつ
- 第二種 第一種の糖みつ以外の糖みつ
- 三 糖水
- 第一種 精度十五度以下の糖水
- 第二種 第一種の糖水以外の糖水

の。ただし、真空結晶かんじりる結晶工程を経たものを除く。

甲類 さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの糖汁を煮沸濃縮し、たるに入れて冷却し、そのまま製造場から移出する砂糖(その移出前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限る)。

乙類 甲類の砂糖以外の第一種の砂糖

第三種 第一種及び第三種の砂糖以外の砂糖

第三種 水砂糖、分みつをした砂糖を原料とする角砂糖、分みつをした棒砂糖その他これらに類する砂糖

あつて還元糖の含有量が全重量の百分の七をこえるものを第一種の砂糖とする。

3 この法律の施行地外で製造された砂糖類のうち、その性状によつて第一種の糖みつであるか糖水であるかを識別することができないものは、糖水とする。

(納税義務者)

第三条 砂糖類の製造者は、その製造場から移出する砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

2 砂糖類を保稅地域(關稅法昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條(保稅地域の種類)に規定する保稅地域をいう。以下同じ。から引き取る者は、その引き取る砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

(保稅地域に該当する製造場)

第四条 砂糖類の製造場が保稅地域に該当する場合には、この法律(第十五条第一項第一号、第二十九條及び第三十條を除く)の適用上、これを砂糖類の製造場でないものとみなす。

(移出又は引取とみなす場合)

第五条 砂糖類が砂糖類の製造場において消費される場合(砂糖類の原料として消費される場合を除く。以下この条において同じ)には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造場がその消費の時に当該砂糖類をその製造場から

より、その製造場の所在地の所轄
 税務署長又はその保税地域の所在
 地の所轄税関長の承認を受けたら
 ば、当該移出又は引取に係る砂
 糖消費税を免除する。ただし、第
 六項又は第三十六条第二項本文の
 規定の適用がある場合については
 は、この限りでない。

一 砂糖類の製造者が砂糖類を砂
 糖類の製造場又は設置場へ移出
 する場合

二 砂糖類の製造者がその製造す
 る砂糖類の原料とする砂糖類を
 保税地域から自己の砂糖類の製
 造場又は設置場に引き取る場合
 三 砂糖類の製造者が第十八条第
 一項各号に掲げる物品の原料と
 なる砂糖類を当該物品の製造場
 へ移出する場合

四 第十八条第一項各号に掲げる
 物品の製造者が当該物品の原料
 とするため砂糖類を保税地域か
 ら自己の当該物品の製造場に引
 き取る場合

五 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の
 承認を与える場合には、その承認
 の申請者に対し、相当の期限を指
 定して、当該砂糖類がその移出先
 又は引取先に移入されたことに
 ついての当該移出先又は引取先の所
 轄税務署長(当該移出先が保税地
 域に該当する場合には、所轄税関
 長の証明書を提出すべきことを
 命じなければならぬ。

3 第一項の承認を申請した者が第
 二十四条第一項第二号の規定によ
 り命ぜられた担保の提供をしない

場合には、税務署長又は税関長
 は、その承認を与えてはならぬ

4 第一項の承認の申請に係る砂糖
 類の移出先又は引取先が課税済の
 砂糖類を原料とする物品(砂糖類
 を含む)の製造場又は課税済の砂
 糖類の設置場であること等の理由
 により、取締上特に不適当と認め
 られる場合には、税務署長又は税
 関長は、その承認を与えないこと
 ができる。

5 第一項の規定により砂糖消費税
 を免除された砂糖類については、
 当該承認に係る移出先が保税地域
 に該当する場合を除くほか、同項
 の承認に係る移出先又は引取先に
 その砂糖類を移入した者が砂糖類
 の製造者でないときは、これを砂
 糖類の製造者とみなし、当該移出
 先又は引取先が砂糖類の製造場
 場とみなし、これを砂糖類の製造
 場とみなして、この法律を適用す
 る。

6 第一項の承認を受けて移出し、
 又は引き取った砂糖類について、
 第二項の規定により税務署長又は
 税関長の指定した期限内に同項に
 規定する証明書の提出がないとき
 は、直ちにその砂糖消費税を徴取
 する。ただし、災害その他やむを
 得ない事情により亡失した砂糖類
 につき、政令で定める手続によ
 り、当該税務署長又は税関長の承
 認を受けた場合には、その砂糖消
 費税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 砂糖類を輸出する目的で
 製造場から移出し、又は保税地域

から引き取らうとする場合におい
 て、当該製造者又は当該砂糖類を
 保税地域から引き取らうとする者
 が、政令で定める手続により、そ
 の製造場の所在地の所轄税務署長
 又はその保税地域の所在地の所轄
 税関長の承認を受けたときは、当
 該移出又は引取に係る砂糖消費税
 を免除する。ただし、第四項又は
 第三十六条第二項本文の規定の適
 用がある場合については、この限
 りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の
 承認を与える場合には、政令で定
 めるところにより、その承認の申
 請者に対し、相当の期限を指定し
 て、当該砂糖類が輸出されたこと
 を証する書類の提出を命じなければ
 ならぬ。

3 第一項の承認を申請した者が第
 二十四条第一項第二号の規定によ
 り命ぜられた担保の提供をしない
 場合には、税務署長又は税関長
 は、その承認を与えてはならぬ

4 第一項の承認を受けて移出し、
 又は引き取った砂糖類について、
 第二項の規定により税務署長又は
 税関長の指定した期限内に同項に
 規定する証明書の提出がないとき
 は、直ちにその砂糖消費税を徴取
 する。ただし、災害その他やむを
 得ない事情により亡失した砂糖類
 につき、政令で定める手続によ
 り、当該税務署長
 又は税関長の承認を受けた場合に
 は、その砂糖消費税を免除する。

5 第一項の承認を受けて砂糖類を
 製造場から移出し、又は保税地域
 から引き取った者は、当該砂糖類
 をこの法律の施行地において消費
 し、又は輸出以外の目的で譲り渡
 してはならない。ただし、その者
 が政令で定める手続によりその製
 造場の所在地の所轄税務署長又は
 その保税地域の所在地の所轄税関
 長の承認を受けた場合は、この限
 りでない。

(免税砂糖類の表示)

第十七条 税務署長又は税関長は、
 第十五条第一項又は前条第一項の
 承認を与える場合において、取締
 上必要があると認めるときは、そ
 の承認の申請者に対し、当該承認
 に係る砂糖類である旨をその砂糖
 類の包装に表示することを命ずる
 ことができる。

(特定用途免税)

第十八条 次に掲げる物品の原料
 として砂糖類を消費することに
 ついて、第五条の規定の適用が
 ある場合(第二十条第一項又は第
 二十一條第四項の規定に該当する
 場合を除く)において、当該物品
 の製造者が、政令で定める手続に
 よりその製造場の所在地の所轄税
 務署長(第五條第二項の規定の適
 用がある場合には、所轄税関長)
 の承認を受けて、当該砂糖類を当
 該消費に充てるときは、その消費
 に係る砂糖消費税を免除する。た
 だし、第五項又は第三十六条第二
 項本文の規定の適用がある場合に
 ついては、この限りでない。

一 乳ん乳及び粉乳のうち、政令
 で定めるもの

二 育児食(乳児の食用に供され
 る物品で政令で定めるものをい
 う)

三 輸出入の菓子及び果物のかん
 づめその他政令で定める輸出入
 物品

四 その他政令で定める物品

2 前項第三号に掲げる物品の製造
 のために砂糖類の消費につい
 て同項の承認を申請した者が第二
 十四条第一項第三号の規定により
 命ぜられた担保の提供をしない場
 合には、税務署長又は税関長は、
 その承認を与えてはならない。

3 税務署長又は税関長は、第一項
 の承認を与える場合において、取
 締上必要があると認めるときは、
 政令で定めるところにより、その
 承認に係る砂糖類及びこれを原料
 として製造した同項各号に掲げる
 物品をそれぞれその他の砂糖類及
 び物品と区別して蔵置し、並びに
 同項各号に掲げる物品の製造に関
 する事項を記載した書類を提出す
 べきことを命ずることができる。

4 税務署長又は税関長は、第一項
 第三号に掲げる物品の製造のため
 に砂糖類の消費について同項
 の承認を与える場合には、政令で
 定めるところにより、その承認の
 申請者に対し、相当の期限を指定
 して、当該承認に係る物品が輸出
 されたことを証する書類の提出を
 命じなければならぬ。

5 第一項の承認を受けて製造した
 同項第三号に掲げる物品につい
 て、前項の規定により税務署長又
 は税関長の指定した期限内に同項
 に規定する証明書の提出がないと

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 砂糖消費税法案外三案

き、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちに、当該物品の原料に供した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した当該物品につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

6 第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡し、又は輸出以外の目的で譲り渡しでなければならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた税務署長又は税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(自家用免税)
第十九条 第一号甲類の砂糖を製造する者(法人を除く)が自ら又は同居の親族の用に供するためその製造場から移出する第一号甲類の砂糖(政令で定めるところにより算出した重量の限度内のものに限る)については、政令で定めるところにより、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

(課税済の砂糖類)より製造した砂糖類の免税又は差額課税)
第二十条 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類(当該製造場にもどし入れた砂糖類で次条第五項の確認を受けたものを除く。以下次項において同じ)のみを

原料として第一号若しくは第二号の砂糖、糖みつ又は糖水を製造した場合には、当該砂糖、糖みつ又は糖水をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類のみを原料として第三号の砂糖を製造した場合には、当該砂糖をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、第九条の規定にかかわらず、水砂糖類については、百斤につき二百五十円、その他の第三号の砂糖については、百斤につき七百五十円とする。

3 税務署長は、前二項の承認の申請があつた場合において、当該砂糖類の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料とする砂糖類の製造場であること等の理由により、取除上特不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 砂糖類の製造者は、第一項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した場合には、同一月中に移出した当該砂糖類の種類及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書(翌月十日までに)、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第十八条第三項の規定は、第一項又は第二項の承認を与える場合について準用する。

(もどし入れの場合の砂糖消費税の控除等)

第二十一条 砂糖類の製造者がその製造場から移出した砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖類を除く)を当該製造場にもどし入れた場合において、次の各号の一に該当する場合は、次の各号の二に該当する砂糖消費税額から当該砂糖類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除く)との差額を控除する。以下この項において「課税済額」という。

一 当該砂糖類を原料として砂糖類を製造するに際し前条第一項又は第二項の承認を受けた場合

二 当該砂糖類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項本文の適用があつた場合

三 当該砂糖類が当該製造場から移出につき適用された税率と異なる税率が適用される砂糖類となつて他の砂糖類の製造場から移出された場合

二 当該砂糖類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項本文の適用があつた場合

三 当該砂糖類が当該製造場から移出につき適用された税率と異なる税率が適用される砂糖類となつて他の砂糖類の製造場から移出された場合

二 他は保稅地域から引き取られた砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を除く)を砂糖類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く)

において、当該砂糖類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税額から、当該砂糖類につき当該他の製造場からの移出又は保稅地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除く)との差額を控除する。以下この項において「課税済額」という。

この場合において、その移入した製造場からの移出に係る砂糖消費税を第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定により免除されるとき、又は砂糖類が当該他の製造場からの移出若しくは保稅地域からの引取につき適用された税率よりも低い税率が適用される砂糖類となつて移出されたため、なお控除すべき不足額があるときは、当該砂糖類の製造者が当該移出の時に徴収されるべき他の砂糖消費税額から、それぞれその課税済額に相当する金額又はその不足額を控除する。

前二項の場合において、砂糖類の製造の廃止その他の理由により、砂糖類をもどし入れ、又は移出した時に徴収されるべき砂糖消費税額がないとき、又は徴収されるべき砂糖消費税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は不足額を遡付する。

前二項の場合において、砂糖類の製造の廃止その他の理由により、砂糖類をもどし入れ、又は移出した時に徴収されるべき砂糖消費税額がないとき、又は徴収されるべき砂糖消費税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は不足額を遡付する。

4 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を製造場にもどし入れ、又は移入した場合には、当該砂糖類をその製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

5 砂糖類の製造者が第一項若しくは第二項の規定による控除又は前項の規定による免除を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移入に係る砂糖類の種別及び種別ごとの重量を記載した書類並びに当該砂糖類につき徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額又は当該砂糖類につき前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けたことにつき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

6 第三項の規定による遡付を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に遡付の申請をしなければならない。

(遡付金)
第二十二條 第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保稅地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ)の承認を受けて、課税済の砂糖類(第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場にもどし入れた砂糖

類で、前条第五項の確認を受けたものを除く。以下次項において同じを原料に用いて当該物品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した砂糖類につき第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額を当該製造者が納付したものとみなして、当該税額に相当する金額をその者に還付する。

2 課税済の砂糖類をその原料に供して製造した第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出した者に対しては、政令で定めるところにより、当該物品に含まれているしよ糖の重量に就き、百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税をその者が納付したものとみなして、当該金額を還付する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の確認の申請があつた場合において、当該物品の製造場、課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料に供する当該物品の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 税務署長又は税関長は、第一項の確認を与える場合において、取替上必要があると認めるときは、原料に供する砂糖類及びこれを原料に供して製造した第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して区置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の確認に係る物品の製造を完了したときは、

運滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、当該物品が製造されたこと並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種類及び種別ごとの重量の確認を受けなければならない。

6 第二項の規定による還付を受けようとする者は、第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出する際、当該物品に含まれているしよ糖の重量の検定を受けなければならない。

(砂糖の引取とみなす場合)
第二十三条 輸出した第十八条第一項第三号に掲げる物品で、その製造者が同項の規定により当該物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもの又はその輸出者が前条第二項の規定による還付を受けたものが、本邦にもとまれ、これを保税地域から引き取る場合において、当該物品について関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条第十号(無条件保税)本文の規定の適用があるときは、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第五章 納税の担保
(担保の提供)
第二十四条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の確認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
二 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の確認を受けて輸出する目的で砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
三 第十八条第一項第三号に掲げる物品の製造者が同項の確認を受けて当該物品の原料として砂糖類を消費する場合
四 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、砂糖消費税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、砂糖消費税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第四項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項、第十八条第五項若しくは第三十六条第二項の規定により砂糖消費税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)
第二十五条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭
二 国債及び地方債
三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確定と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む)
四 土地
五 火災保険に附した建物
六 工場財団
七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確定と認める保証人の保証
八 その他政令で定めるもの

(担保の変換)
第二十六条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

(担保の処分等)
第二十七条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて砂糖消費税の納付に充てることができる。

2 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を

納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて砂糖消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて砂糖消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して砂糖消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき砂糖消費税及びその処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき砂糖消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対して滞納処分を行い、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十三年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章 雑則
(利子税額)
第二十八条 砂糖消費税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条(納税の告知)の規定による指定納期日(第十四条の規

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 砂糖消費税法案外三案

定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日)までに砂糖消費税額を完納しないときは、その未納に係る砂糖消費税額に對し、当該納期日(納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日)と、同項の規定により砂糖消費税を徴収する場合において、当該納期日が第三十三条第一項ただし書に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。)の翌日から当該砂糖消費税額を納付する日までの日数に応じ、百四につき一日四銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、砂糖消費税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る砂糖消費税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額は、同項の未納に係る砂糖消費税額からその一部納付に係る砂糖消費税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該砂糖消費税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した砂糖消費税額が同項の未納に係る砂糖消費税額に達するまでは、その納付した税額を、当該砂糖消費税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八條(公売代金等の充當又は配分)の規定の適用を妨げない。

(兼業の制限)

第二十九條 砂糖類の製造者(第八條第二項第二号に掲げる糖水のみの製造者)を除くが、砂糖類の販売業(その製造場を製造された砂糖類の販売業を除く)又は砂糖類を原料に供する物品(砂糖類を除く)の製造を行う場合には、砂糖類の製造場(第五十五條第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を除く)以外の場所においてしななければならない。

(製造の開帳等の申告)

第三十條 砂糖類を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第二項において同じ)に申告しなければならない。砂糖類の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 砂糖類の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合は、政令で定めるところによつて、所轄税務署長に申告しなければならない。

(記載義務)

第三十一條 砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八條第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者は、政令で定めるところにより、砂糖類又は当該物品の製造、貯蔵又は販売に關する事実を帳簿に記載しななければならない。

(申告義務等の承認)

第三十二條 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括遺贈者を含む)の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第十條第三項、第二十條第四項又は第三十條の規定による申告の義務

二 前条の規定による記載の義務(移出書類の承認等)

第三十三條 税務署又は税関の当該職員は、製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類を实地に検査し、その種別及び種別ごとの重量を確認する。ただし、取締上支障がないと認めるときは、实地検査を省略することができる。

2 税務署又は税関の当該職員は、前項の实地検査をした場合には、当該砂糖類の包装に、その旨を表示することができる。

(当該職員の種類)

第三十四條 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」といふ)は、砂糖消費税に關する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八條第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に關する砂糖類若しくは当該物品、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 砂糖類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る砂糖類(第二十三條の規定の適用がある場合における同条に規定する物品を含む)を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に關する砂糖類若しくは第十八條第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類について必要最少限度の分層の見本を採取すること。

四 運搬中の砂糖類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、砂糖消費税に關する調査について必要がある場合には、砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八條第一項各号に掲げる物品の製造者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の員(砂糖類又は当該物品の製造者若しくは取引に關し参考となるべき事項を詢問することが出来る。

3 第二項第三号の規定により採取する見本に關しては、第三條第七條及び第十三條の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の種類は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七條 罰則

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により砂糖消費税を免かれ、又は免かれようとした者

二 第七條の規定に違反して砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた者

三 偽りその他不正の行為により第三十一條第三項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る砂糖類に對する砂糖消費税又は還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえず当該相当額の十倍以下とする事が出来る。

3 第十條第三項の承認を受けた者が第一項第一号の規定に該当する場合には、当該砂糖消費税に

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 砂糖消費税法外三案

係る砂糖類が既に製造場から移出されておるときは、第十三条第一項ただし書の規定にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

4 第一項第二号の場合において、製造場から引き取られた砂糖類につきその製造者に納税義務がないときは、犯人から、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料科に処する。

一 第十条第一項 第二項又は第三項後段の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第十五条第一項の承認を受け、砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該砂糖類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六条第一項の承認を受け、砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該砂糖類を消費し、又は譲り渡したるもの

四 第十八条第一項の承認を受け、た者で、砂糖類を当該承認に係る用途以外の用途に供したるもの

五 第十八条第一項の承認を受け、同項第三号に掲げる物品を製造した者で、同条第六項の規定に違反して当該物品を消費し、又は譲り渡したるもの

にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、これらの規定が適用された場合は、この限りでない。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は料科に処する。

一 第十七条の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

二 第十八条第三項(第二十条第五項)の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三 第二十条第四項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十九条の規定に違反して砂糖類の販売又は砂糖類を原料とする物品の製造を行つた者

五 第三十条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第三十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の見問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 第三十五条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合は懲役及

び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十五条から第三十七条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 改正前の砂糖消費税法(以下「旧法」といふ)第五十一条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収若しくは免除又は当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡すことについての承認については、なお従前の例による。

4 旧法第七十一条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

5 旧法八条の規定による申告を以てこの法律の施行の際に砂糖類を製造している者は、改正後の砂糖消費税法(以下「新法」といふ)第三十条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

6 旧法第十一條第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に製造場にもどし入れた砂糖類が、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第二十一条第一項中もどし入れの時以降」とあるのはこの法律の施行の日以降」と読み替へて、同項の規定を適用する。

8 旧法第十二条第二項の承認を受けて製造した砂糖類で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第一項の承認を受けて製造したものとみなし、旧法第十二条第二項の規定の適用を受けて製造場から引き取つた砂糖類は、新法第二十条第一項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

9 この法律の施行前に課税済の砂糖類である第二種の砂糖を原料として製造した第三種の砂糖(以下「課税済原料」といふ)第三種の砂糖(以下「課税済原料」といふ)の法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第二項の承認を受けて製造したものとみなし、この法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた課税済原料による第三種の砂糖は、新法第二十条第二項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

10 この法律の施行前に課税済の砂糖を原料に供して製造した旧法第十一條第一項第三号に掲げる物品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 当分の間、第一種甲類の砂糖の製造及び移出に用いる容器として、たるに代えて、箱、かんその他の容器を使用することが出来る。

13 關稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号、以下「關稅定率法改正法」といふ)附則第四項の規定により關稅の免除を受けて輸入される第一種の砂糖で、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮したる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるものは、当分の間、第一種甲類の砂糖とみなして、この法律を適用する。

14 当分の間、關稅定率法改正法附則第四項の規定により關稅の免除を受けて輸入される菓子その他の砂糖類以外の飲食物で、しよ糖の含有量が全重量の百分の五十をこえるものを保税地域から引き取る場合は、当該輸入品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

15 租稅特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の二部を次のように改正する。

第一条中、「砂糖消費税」を削る。

第二十五条の三を削る。

ニ於ケル当該物品ニ付テハ其ノ譲渡ヲ爲シ又ハ第十三条ノ第二項若ハ第二項ノ規定ニ違反スル所持ヲ爲サシメタル者トシ其ノ者ガ判明セザルトキハ之ヲ譲受ケ又ハ当該所持ヲ爲シタル者トス」を加ヘ、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「第十三条」を「同条」に改メル。

附則

- 1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 物品税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年六月三十日」に、「百分の十二」を「百分の十五」に改める。

5 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを(免稅物品の譲渡禁止等)に改め、同條第一項中「譲り渡し、又は譲り受け」を「譲渡又は譲受(これらの委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者、若しくは媒介をする者に所持させることを含む)」に改め、同條第三項中「譲受人」の下

に「前項の規定に該当する場合において、譲受人が判明しないときは、第二項の規定に違反する所持者」を加ふる。

6 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「譲渡し」を「譲渡(譲渡のためその委託を受けたる者、又は媒介をする者に所持させることを含む。以下本条において同じ。を)」に改める。

附則

第十二條第一項中「を日本国内において譲り受け」を「を日本国内において譲り受け」に改め、同條第三項中「第二十六條」の下に「及び第五十一條を」、「第十條」の下に「及び第十六條」を加へ、「第五條及び」を「第五條並びに」に改める。

7 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中、第十條第一項第一号又は第十條の第二項第一号を、「又は第十條第一項第一号」に、「第十條第二項又は第十條の第二項」を「又は第十條第二項」に、「免稅物品等の譲渡禁止」を「免稅物品の譲渡禁止」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

關稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項、第八項、第十項及び第十一項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔松原亨之次君登壇〕

○松原亨之次君 ただいま議題となりました砂糖消費税法外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、砂糖消費税法案について申し上げます。

本法律案は、最近における税法の立法例にならぬとして、明治三十四年に制定された砂糖消費税法の全文を口語的に改めるとともに、その内容についても若干の改正を行おうとするものであります。そのおもな内容は次の通りであります。

まず第一に、たる入れ黒糖及びたる入れ白下糖以外の含みつ糖について適

正な税負担の実現等をはかるために、従来制度で區別しておりました税率を統合し、百斤につき千七百五十円の本としよふというのであります。

次に、自家用の砂糖類のみを製造する者が製造した砂糖類並びにたる入れ黒糖及びたる入れ白下糖の製造者が自家消費する一定限度の砂糖には消費税を免除しようというのであります。

最後に、従来の引き取り課税制度を移出課税制度に改め、製造場から移出の際に砂糖消費税を徴収しようとするのと同時に、その手続の簡素化をはからうというのであります。

本案につきましては、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致でもって原案の通り可決いたしました。

次に、日本専売公社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、地方財政の現状にかんがみまして、本年度に限り、たばこ専売特別地方交付金として三十億円を日本専売公社が政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付すべきことと

第二に、たばこ専売法等において適用する國稅犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品の取扱いは、従来國が日本専売公社の役員に行われていたのを改めて、日本専売公社が國にかわつてこれを行つておきます。

本法案につきましては、去る六月十六日、民主党の内藤友明委員より修正案が提出されたされました。修正案の内容は、先般の民主、自由兩院による予算の修正に伴う國稅の減稅措置によりまして、國稅の収入額は初年度六十七億円の減少が見込まれ、これに應じて、地方交付税においても、初年度十四億七千四百万円円の減少が予想されるのであります。従いまして、当初交付税及び譲与税配付金特別会計に納付を予定していた三十億円に、さらに十四億七千四百万円を増額して、四十四億七千四百万円としたそうとするものであります。

本法案は、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、内藤君提出の修正案並びにその修正部分を除く原案はいずれも起立議員をもって可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在三〇〇の物品税を課せられてゐるテレビ受像機のうち、十四インチ以下のブラウン管を使用した小型テレビジョン受像機につきましては、その賣成の見地から、本年六月三十日までの間は一二〇の軽減税率により課税することとしたしておりますが、なおある程度の軽減税率を適用する必要があると認められますので、明年六月三十日までの一年間に限り一五〇の軽減税率

昭和三十年六月二十八日、衆議院會議録第三千四百号 砂糖消費税法案外三案

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 議長の報告

率により課税しようというのであります。

その他、輸出入税物品等の横流れ防止の規定を強化し、譲渡または譲り受けの委託または媒介によりこれらの物品を所持することを禁止する等の規定を設けようというのであります。

本案につきましては、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

関税法の一部を改正する法律の一部改正については、別途政府から関税法の一部を改正する法律案が提出されておまして、目下大蔵委員

会において慎重審議中であります。この政府提出案中には、従来暫定的に關税を免除されて参りました石油のうち、原油、重油及び粗油の一部に対して軽度の税率で關税を復活すること

する改正規定が織り込まれており、この改正規定を本年七月一日から実施することとしたしております。しかしながら、この石油関税の一部復活ということはきわめて重要な改正であります。これが是非なしに当否に關

しましては今後なお日を重ねて十分慎重審議を必要とすると考えられますので、とりあえず、六月一ぱいで切れ

る関税の軽減免除に關する現行法律規定の適用期限を本年七月三十一日まで一月分間延長することとしたと考へまして、大蔵委員会におきましては、全会一致をもって本改正案を起草提出いたしました次第であります。

なお、本改正案による減収は約一億三千八百萬円と見積られるのであります。大蔵委員会は、本改正案の提案を決定するに際しまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、政府に對して意見を求めましたところ、政府においてはやむを得ない旨の意見を陳せられました。

以上がこの法律案の提案の趣旨と内容であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことを切望いたす次第であります。

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。まず、砂糖消費税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して採決いたします。三案中、日本専売公社法の一部を改正する法律案

の委員長報告は修正、その他の二案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり、
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

次に、関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり、
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。明日二十九日は定刻より特に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十四分散会

出席國務大臣
大蔵大臣 一萬田尚登君
農林大臣 河野 一郎君
國務大臣 大塚 唯男君
出席政府委員
警察庁長官 齋藤 昇君
外務政務次官 岡田 直君
大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君
水産庁長官 前谷 重夫君

朗讀を省略した報告
一、去る二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
建設省設置法の一部を改正する法律

一、去る二十四日、内閣総理大臣から、日本国有鉄道経営委員会委員に

佐々木義彦君及び村田省蔵君を任命したので、日本国有鉄道法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日内閣から、日本銀行法第十三条ノ第三十号の規定による報告書を受領した。
一、昨二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

商法の一部を改正する法律
一、去る二十五日大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 橋路 節雄君(理事橋路節雄君去る二十三日委員辭任につきその補欠)

一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
地方行政委員
木村 文明君 勝岡田清一君
外務委員 松本 俊一君
通信委員 夏堀源三郎君
予算委員 丹羽 兵助君 赤松 勇君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
丹羽 兵助君 赤松 勇君

一、去る二十五日建設委員細野三千雄君は死去された。

一、昨二十七日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 小坂善太郎君(理事小坂善太郎君去る二十三日委員辭任につきその補欠)

一、昨二十七日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員
石橋 政嗣君 川俣 清吾君
地方行政委員 三田村武夫君 赤松 勇君
櫻内 義雄君
大蔵委員 町村 金五君
文教委員 松浦周太郎君
社会労働委員 長谷川 保君
農林水産委員 小坂善太郎君 矢尾喜三郎君
通信委員 宇田 耕一君 中村 英男君
建設委員 橋本 昭佐君 石野 久男君
予算委員 今松 治郎君 遠藤 三郎君

一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

木村 文明君 勝岡田清一君
外務委員 松本 俊一君
通信委員 夏堀源三郎君
千原委員 千原 俊一君
木村 文明君 勝岡田清一君

一、去る二十五日建設委員細野三千雄君は死去された。

一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

<p>内閣委員 長谷川 保君 杉村洋治郎君 地方行政委員 櫻内 義雄君 勝田田沼一君 三田村武夫君 大蔵委員 石野 久男君 文教委員 高村 坂彦君 社会労働委員 中村 英男君 農林水産委員 川俣 溥智君 松山 義雄君 通信委員 石橋 政嗣君 木村 文男君 建設委員 町村 金五君 仲川房次郎君 予算委員 北村暲太郎君 稲葉 修君 宇田 耕一君 三田村武夫君 楠本 龍伍君 赤松 勇君 櫻内 義雄君 矢尾喜三郎君</p>	<p>一、昨二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 荒船清十郎君 福水 一臣君 補助金等の整理等に関する特別委員 町村 金五君 一、昨二十七日議長において、次の通り特別委員の補充を指名した。 行政監察特別委員 徳安 實蔵君 福井 順一君 補助金等の整理等に関する特別委員 久保田 豊君 一、去る二十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 第二次漁港整備計画に関する決議案 網島正興君外三十九名 一、去る二十五日議員から提出した議案は次の通りである。 一、去る二十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 補助金等の整理等に関する特別委員 竹内 俊吉君 松野 頼三君 中村 高一君 一、去る二十五日議長において、次の通り特別委員の補充を指名した。 補助金等の整理等に関する特別委員 並木 芳雄君 大橋 武夫君 佐竹 新市君</p>	<p>一、昨二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出、乗法第二十七号) 地方行政委員会 付託 一、去る二十五日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山下義徳君外三名提出、乗法第二十二号(予)) 内閣委員会 付託 一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案 経済審議庁設置法の一部を改正する法律案 あへん特別会計法案 輸入品に対する内国消費税の徴取等に関する法律案 国税徴収法の一部を改正する法律案 たばこ専売法の一部を改正する法律案 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号) 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号) 一、去る二十五日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。</p>	<p>中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 一、去る二十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 建設省設置法の一部を改正する法律案 一、昨二十七日議員から提出した議案は次の通りである。 憲法調査会法案(清瀬一郎君外四名提出) 警察法の一部を改正する法律案(菅野和太郎君外五名提出) 一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。 酒税法の一部を改正する法律案(井上良二君外十二名提出、乗法第二十九号) 大蔵委員会 付託 一、昨二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出) 酒税法の一部を改正する法律案(井上良二君外十二名提出) 一、昨二十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 商法の一部を改正する法律案 一、今二十八日委員長から提出した議案は次の通りである。 関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)</p>	<p>一、今二十八日提出した緊急質問は次の通りである。 米面に関する緊急質問(足立龍郎君提出) 一、去る二十一日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員並木芳雄君提出復員者に軍隊手帖等返還に関する質問に対する答弁書 復員者に軍隊手帖等返還に関する質問主意書 提出者 並木 芳雄 昭和三十年六月十三日 衆議院議員益谷秀次殿 復員者に軍隊手帖等返還に関する質問主意書 東京都八王子市二分方三五番沼田男氏は、昭和十四年十二月十日現役志願兵として赤坂歩兵第一聯隊に入隊、昭和二十一年五月十一日博多に上陸し、復員まで外地(内蒙北支中支)に勤務していたが、復員時博多において返納した軍隊手帖、功績名簿等を記念として手もとに保存したいと熱望している。 復員時の詳細は次の通りである。 復員上陸地 昭和二十一年五月十一日九州博多港 部 隊 名 支那派遣軍第六方面軍戦車第三師団防空隊第五中隊 官 氏 名 陸軍砲兵曹長 菅沼 實男 復員書類、軍隊手帖、功績名簿、戦時名簿、恩給書類等は、中隊長陸</p>
---	--	---	---	---

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 議長報告

昭和三十年六月二十八日 衆議院會議録第三十四号 議長の報告

軍大尉木村義郎及び人保係陸軍准尉佐藤一布の二氏が携行し、支那方面軍復員事務局大宰府に残務整理者として残留後日復員した。右のごとき殊勝な希望に対しては、これに応ずべきものと思われ、関係書類を本人に返還してもらいたいと思ふが、可能であるかどうか。もしできれば、いかなる手続きをすればよいかお伺いしたい。

昭和三十年六月二十一日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員並大芳雄君提出復員者に軍隊手帖等返還に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員並大芳雄君提出復員者に軍隊手帖等返還に関する質問に對する答弁書

一、戦車第三師團防空隊所員元陸軍砲兵曹長菅沼寅男氏が復員した昭和二十一年五月当時において、各部隊の携行歸還した書類は、一般に次のように取り扱われていた。

1 留守名簿及び部隊略歴
支那派遣軍残務整理部(昭和二十一年十二月三十一日廃止。残務は、現厚生省未帰還調査部が継承)を経て第一復員省留守業務部(現厚生省未帰還調査部)へ送付。

2 除隊召喚解除者連名簿
支那派遣軍残務整理部を経て各一部を地方世話部(終戦前の聯隊区司令部の継承機関で、現在は各都道府県世話(援護)課)

及び第一復員省留守業務部へ送付。

3 戦時名簿及び功績名簿
戦時名簿(正規の戦時名簿のないものは仮戦時名簿を調製)及び功績名簿は、支那派遣軍残務整理部を経て地方世話部へ送付。

4 軍隊手帖及び恩給書類
上陸地において各個人に返還。

5 留守名簿、部隊略歴及び除隊召喚解除者連名簿は、個人毎に區別されてないものである。

6 戦時名簿及び功績名簿は、個人毎になつてゐるが、もとの軍人軍属の身上取扱の基礎資料であるから、現在本籍地の都道府県において保管しており、これを個人には返還しないが、本人の希望により都道府県世話(援護)課において随時閲覧せしめ又は必要ある場合にはその写を調整して交付して

四、戦車第三師團防空隊第五中隊長陸軍大尉木村義郎及び同人保係陸軍准尉佐藤一布の二氏が、個人に返還すべき軍隊手帖及び恩給書類を支那派遣軍残務整理部へ携行したことは、一般の取扱要領と異なるもので、その書類を如何に処理したかは直接阿氏に照会された

な阿氏の復員時における住所は次のとおりである。

陸軍大尉 木村 義郎
本籍地 愛知県幡豆郡西尾町大字徳次二七

婦郷先 同 右
陸軍准尉 佐藤 一布
本籍地 埼玉縣北埼玉郡大越村大字外野五七六の一

又直接厚生省引揚援護局に調査の依頼があれば阿氏について調査する。

右答弁す。

一、去る二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本隆一君提出京都府綴喜郡井手町町有林盗伐問題に関する質問に對する答弁書

京都府綴喜郡井手町町有林盗伐問題に関する質問主意書

提出者 岡本 隆一
衆議院議長益谷秀次殿
昭和三十年六月十六日

京都府綴喜郡井手町町有林盗伐問題に関する質問主意書

昭和二十八年京都府綴喜郡井手町が、教育施設拡充の財源を得る目的をもつて、町有林の一部の立木を売却したところ、町職会の議決よりもはるかに広範囲、かつ、多量の立木が伐採され、町財政に多大の損害を与えたのみならず同年八月にひき起した未曾有の大水害の原因ともなり、多数の人命及び財産に損害を与えた事件がある。

これに対し、当時の警察及び検査当局は、この事件の關係者を調査の結果不問に附しているが、これがために、町民の警察及び検査に対する不信の声は、おおいがたいものがある。

この際、検査行政の公正を表明し、住民の不信を取り除くために左の点を明らかにせられたい。

一、町有林伐採問題の調査の結果はどうなつてゐるか。

一、盗伐伐関係者に対しては、いかなる処置がとられたか。

右質問する。

昭和三十年六月二十四日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員岡本隆一君提出京都府綴喜郡井手町町有林盗伐問題に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

背 任 町會議員 木田善之助 昭和二十八年七月十九日

同 同 森田守三 同

同 町吏員 武田敏一 昭和二十八年七月四日

同 同 市本久太郎 昭和二十八年七月十九日

同 同 山 林 小 林 清晴 昭和二十八年七月十日

四三八

(別紙)

衆議院議員岡本隆一君提出京都府綴喜郡井手町町有林盗伐問題に関する質問に對する答弁書

標記の件は、昭和二十八年七月間家地方警察京都府本部刑事捜査第二部において、捜査を遂げ、京都地方検査庁に送致された井手町町會議員木田善之助外四名に対する背任等被疑事件のことと思われる。

右事件につき、京都地方検査庁が送致を受けた被疑者及び罪名並びに送致年月日は、次のとおりである。

一月二十三日の町町臨時町議会上において、町有林売却に関する調査委員に任せられ売却予定地の選定、立木の石数計算等の事務に従事し、さらに同年十二月二十三日町有林売却委員に任せられ、公売地引渡等の事務に従事したものであり、被疑者武田は、井手町吏員として山林事務を担当し、町長を補佐するかわら右調査委員売却委員の事務を補助したものであり、井手町長武田は、森川廉次郎より右調査委員の事務補助を委嘱せられて同町有林売却予定地の石数調査等の事務に従事し、引き続き実地引渡の立会等の事務に従事した者で

